

おおくま

福島県大熊町
議会だより

2013
平成25年
8月1日発行 No.26

題字 大野小学校4年（平成22年度当時）品田亜美さん



会津坂下町でさくらんぼ狩り

6月定例会

- いつでもできるの！ 災害公営住宅 ②
- お盆にお墓まいり ④
- 町政を問う 3人が一般質問 ⑤
- サークル紹介 大熊武扇会 ⑧

災害公営住宅 座談会で強い声

座談会を平成25年2月27日から7月20日までの間、県内外で計18回開催しました。

座談会では、災害公営住宅の早期整備や入居方法・仮設住宅の改善・中間貯蔵施設・賠償・除染・町・議会の対応のあり方について多くの意見をいただきました。

議会は内容を精査し、議員全員が共通認識を持って対応することを確認しました。

なお、座談会は7月末受付をもって終了とし、町民の声の実現に向け、関係機関との協議を行います。

回答については、議会だより、タブレットにて随時お知らせいたします。

災害公営住宅・安心して生活できる住環境を

建築予定戸数は平成25年度500戸、26年度1000戸と公表されているが、「最終的にどこの市町村に何戸できるのか」「障がい者への配慮はされているのか」「一戸建はできるのか」「いつ入居できるのか」「希望どおり入居できるのか」「現在のコミュニティは維持できるのか」「家賃はどの程度か」全体像を具体的に示してほしいとの声が多くありました。

仮設住宅・さらなる改善を求める

入居が長びく中、設備の改善を求める声が多くありました。

◇ひさしの設置及び改善 ◇結露及び雨水対策 ◇床板の改善 ◇建物の総点検 ◇建物修理の県対応の迅速化

除染・復興のかなめであり効果的な除染を

除染後線量かもどってしまうのではないかと、フレコンバッグの耐用年数等、不安の声が多くありました。また除染の必要性を疑問視する声もありました。

墓地の除染、住宅の解体除染、家の中に保管しているゴミの早期回収等の要望もありました。

県へ・県内外の扱いを公平に

借上げ住宅の扱いを県外でも同じにしてほしいとの声がありました。

いわき市の鹿島町に設置されている仮設住宅に隣接する道路の拡幅工事を県に要望してほしいとの声がありました。

いつできるの!

町へ・身近な生活に支援を

相談窓口	今後の生活再建に不安があるため、町に相談する機関を設置してほしい
タブレット	書き込みを可能にしてほしい
郵便ポスト	仮設住宅内に設置してほしい
住環境整備	町で土地を購入し、分譲してほしい 町外コミュニティは国・県まかせではなく町から提案すべき
賠償	町長が先頭に立ち交渉してほしい 津波被災者に対する救済はどうするのか
教育	小中学校の統廃合はどう考えているのか
福祉	避難生活により子供を持つ親のストレスが溜まっている。親のケアが必要ではないか 障がいをもつ人の働く場がない。国の機関と連携し提供してほしい
復興に向けて	線量の高い地域にメガソーラー発電施設等を設置し、復興の足がかりとしてはどうか 復興委員会のメンバーに放射線に詳しい人材を登用してはどうか
懇談会	町長自ら定期的に開催してほしい
屋根補修	納屋の屋根もシート養生してほしい
原子力災害	今回の事故による避難行動を検証し、他の立地地域の防災対策に活かしてほしい
送迎バス	買い物や通院に利用している送迎バスの運用を見直してほしい

賠償・生活再建に向けて

財物賠償に対する不満、精神的損害賠償の増額、5年後の精神的損害賠償の継続を訴える声がありました。また、顧問弁護士の増員を求める要望もありました。

中間貯蔵施設・信頼関係を築く情報公開

建設場所・設置期間・搬入計画・容量等、全容が見えないことへの不満、調査の進捗に応じた情報公開を求める声が多く出されました。施設設置には、賛否それぞれの意見がありました。

議会へ・無料化の継続を

高速道路の無料化・医療費の一部免除の継続、タブレットを活用した議会活動の報告、座談会の定期的な開催などの意見・要望が出されました。

議会の要望実現 お盆にお墓まいり

平成25年6月定例会は6月12日から14日までの3日間の日程で開催されました。

定例会では一般会計補正予算を始め、条例改正など5議案を審議し、いずれも原案通り可決しました。

共同墓地の整備

1億2224万円

帰還困難区域28力所の共同墓地について、安全にお墓まいりができるように倒壊した墓石等を移動し仮置きします。

防災行政無線調査

689万円

町内の防災行政無線の電波調査を行います。

町内へ立入る方や様々な作業を行う方の安全を守るために防災無線の運用開始を目指します。

放射線対策

840万円

自由に帰宅できる中屋敷地区、大川原地区の住民へフィルムバッジを配布します。

県民スポーツ大会

131万円

震災以降初めて参加します。今年度は相馬市で開催されます。

中央台霊園

使用料、管理料を返還

中央台霊園の使用料、管理料が返還できるように条例が改正されました。

購入後建立していない方が対象で年数により金額を返還します。

国保税

平成25年度も減免

東日本大震災による被災者にたいする国民健康保険税が引き続き減免となります。

現在は減免となっておりますが、今後の動向に注目が必要です。

共同墓地整備

Q 28力所の共同墓地整備の予算が計上されているが、倒壊の恐れがある墓石は何力所で、どの様な工法で積算したのか。

また環境省で実施する共同墓地の除草と合わせ、お盆のお墓まいりに間に合うのか。

A 約1300の墓石があり、倒壊率は68%で積算した。

工法はクレーンと手作業で実施する。すでにしているものもとに戻し、倒壊しているものは、安全を考え、崩れないように仮置きする。

また環境省の共同墓地の除草は、お盆までに終了するようにお願いしている。

県民スポーツ大会

Q 県民スポーツ大会には毎年参加してほしいが苦勞をとまう。

選手の招集方法と参加種目は。

A 県民スポーツ大会は8月4日に開催される。町ではソフトボール・バトミントン・卓球の3種目が参加可能と考えている。

招集方法は、チーム・団体の部長に推薦を依頼している。



家族みんなで墓まいり

町政を問う 復興への課題をとらえて

阿部 県は、避難区域の農地荒廃を防ぐため、農家がバイオマス発電の燃料となる農作物の栽培を進めるよう、来春にも市町村と連携して支援に乗り出す。

費用も無駄になってしまつのではないか。

除染完了地の利活用

阿部 大熊町内に廃炉技術開発施設の誘致を要望したが、国では榎葉南工業団地に2015年3月まで運用開始をしたいとしている。

も帰還を判断するという状況なので廃炉技術開発施設の設置が進められている。

持する基地と考へてい

町は農地を除染したあと、どのように管理していくのか、町長の見解を問う。

大川原地区の利活用の件は、まずは荒廃防止策を進め、その後は今後進めていく除染の基地、町内の治安を維

町長 農業を再開するにも水の問題、除染や表土の剥ぎ取りにより困難な状況にある。仮に作付け可能であつても風評被害の問題がある。当面は状況を見極めながら検討していきたいと考えている。

止策を進め、その後は今後進めていく除染の基地、町内の治安を維

業に携わる方々のご苦労を考へたときに、土地所有者の理解が得られれば複合的な課題はあるが検討していく。

問 除染後の農地の管理は

答 状況を見極め検討する

大川原先行除染

生産者は食用の農作物を生産できるようにするまで、代わりにエタノールの原材料や野菜類、牧草を作付けし営農意欲を保ちながら農地の維持環境を目指すとしている。

所有者管理ができれば、町が直接関わるか管理組合等を設置するか、委託事業として実施するのか、方法も検討していきたい。

また廃炉、除染作業員は広野町、いわき市そして県内外から時間をかけて通勤している。当分、宿泊はできないが事業者の事務所や倉庫として大川原の除染した場所を活用できないか、町長の見解を問う。

大熊町は大川原地区の一部の先行除染も終わり6月からは大川原地区、中屋敷地区の本格除染が始まる。

農地に多額の除染費用をかけ10センチ土を剥いできれいにしても草木が生えてしまつて、営農意欲が薄れ、除染

町長 新たな産業の創出、施設の誘致に取り組みを続けている。榎葉町は来年の春に



阿部 光國 議員

営農意欲が薄れ、除染

榎葉町は来年の春に



除染後4カ月



伊藤 昌夫 議員

問 火事場ドロボーを許すな

答 防犯カメラで対応

伊藤 最近、町内で空き巣が多発している。それも悪辣な手口である。

6月1日一時帰宅した折、町内を見て廻った。道路一本奥に入ったところは、軒並み被害を受けていた。町民の弱みにつけ込んだ「火事場ドロボー」は絶対許せない思いで帰ってきた。
作業用通行証を持っている車両については、一台一台全ての行

あれば、監視カメラの設置も考える必要がある。

町長 最近、町内にて悪質な空き巣が頻発しており、一時立入りした町民が自宅で泥棒と鉢合わせする事態があった。町民に怪我が無かったのが不幸中の幸いだが、このような事件が続発するようでは、町民の安全・安心は守れない。

6月17日からは、通勤通院等に関する要件が緩和され、町内に入る車両の増加も予想される。
今後、町内道路の要所にバリケード等を設置して防犯対策を強化する必要がある。それでも被害が続くよう

ふたば警察署に対し、パトロールの強化を以前より申し入れていたところだが、無人地帯のため、目が届ききれない場所があるようだ。
また、17日からは日中の主要道路の通過交通規制が緩和され、通

過車両の増加も予想される。このため通過ルート沿いの防犯対策として、6月17日までに国道6号線沿線についてはバリケードを設置する。

また、国道288号線からの通過交通についても、今まで県道小良ヶ浜・野上線が主ルートだったが、今後県道35号線から県立大野病院・佐山歯科医院BWR訓練センターを通り6号線に合流するルートに変更した。

このルート沿に速やかにバリケードを設け、不審者の立入りを制限する。

夜間の原発作業員の交通ルートも国道6号線のみとする。

なお、この規制によりバリケードも町内に320カ所程度設置するので、日中立入りされる町民の皆様には大

変不自由をかけるが協力をお願いしたい。
また、町独自で防犯カメラ等の設置を考慮しながら取り組んでいく。



既に設置されたバリケード

堀川 巨夫 議員



問 土地、家屋の買い上げ補償を国に要望すべき

答 国は賠償を進める方針、大熊町だけの問題ではない

堀川 大熊町の土地家屋等を、国が一律買い上げ補償するよう要望すべきである。

原発の廃炉作業も課題が山積しており、作業は高線量のもとで危険困難を極める。完全収束はいつになるか計り知れない。

さらに、中間貯蔵施設は30年後に引き受けられる他の自治体が現れない限り、半永久的に管理することになる。

復興に向けた町長の「帰りたい人がいる以上は時間をかけても帰れる環境をつくる、中間貯蔵施設は決して町民が住めなくなるような認識は持っていない」この基本理念は理解できるが、この辺で軌道修正もしくは方向転換を図る時期がきているのではないか。

町長 大熊町の中でも高線量区域もあれば比較的low線量の区域もある。

今後、除染が進んでも帰還が難しい所が生ずる可能性があるかもしれない。

居住可能な線量になったとしても、遠い将来の話であれば今を生きている我々にとって帰還できることにはならない。

考え方は人によっても、置かれている立場や状況によっても異なる。町では強制することとはできない。最終的には町民各人が判断することになる。

したがって、復興に向けての理念に関する私の考え方は全く変わりが無い。

堀川 他町村とは桁外れの高線量放射線に汚染された大熊町は、人間が安心して生活できる環境ではない。そのような土地への帰還を、国や自治体が推し進めることが絶対にあつてはならない。

町長 現状では全くその通りだと認識している。この段階で避難指示が解除されることはありえない。

山林や水資源、インフラ部分では課題が残っているが、生活基盤の整備も含めた第二次復興計画を策定し帰還を可能とする環境を整えることが使命である。

堀川 国は国策としての責任を果たすためにも、戻らないことを決断した住民に対し一律に土地家屋の買い上げ補償をするべき。

町長 戻らない決断をした住民が自分の財産を管理、または処分ができない場合、町の将来計画上の支障が発生すれば対応策は必要になると考えている。

国の方針は賠償をすすめることであり、さらに買い上げという方法は現実的には考えにくいと思う。

堀川 町民が一番求めているのは衣食住。衣食住の源は資金、お金である。今の賠償額は生活再建はできない。20年、30年後には皆貧乏で死んでしまつて、参ってしまうのが目に見える。やはり最後はお金である。一律の買い上げ補償しかないと思う。

町長 お金をもらえば全てが解決するというような単純な問題ではない。町民のなかにもいろいろな考えの人がおり、十人十色である。大熊町だけの問題ではなく双葉郡全体、また県全体としてどうあるべきか議論している。

災害公営住宅についても国や県に要望している。居住環境を確立することが最優先課題だと思っている。

賠償も決して満足はしていない。かといって今の賠償を倍額しろと妥協点を見いだせないまま平行線で行くと何年先になるかわからないのも事実。今が大事だという人も多い。今のような形で賠償を進めたい。

サークル紹介 大熊武扇会



私たち武扇会は「和づくり 仲間づくり 健康づくり」をモットーに30年になります。23・3・11の大震災とその後原子力事故のため、現在はバラバラの状態ですが昨年4月ようやく会津若松市在住の方々を中心に10名で扇町仮設集会所をお借りし練習にはいりました。

浪江町在住（現福島市）の長岡仁子先生（家元）が月1回ご指導に通って下さっています。昨年は大熊町老人クラブ連合会を通して、会津若松市老人クラブ連合会の芸能発表会に招待を頂き「夢の舞台」でもありました「会津風雅堂」で舞うことが出来ました。

その後、県老人クラブ連合会での発表会ではユラックス熱海で、いわき市老人クラブ連合会の発表会ではいわき市文化センターで舞うことが出来ました。



これも大熊町社会福祉協議会と大熊町老人クラブ連合会のお陰と感謝しております。

今年2月には「サンフイトおおくま」ディサービスより要請があり、3日間慰問に上がりましたが、皆さん大変喜んでいただき私たちも嬉しくなりました。

長引く避難生活の中で心身共に気弱になりがちですが、皆で力を合わせて続けて参りたいと思います。

松本 妙子

傍聴に来てください 9月定例議会は10日からの予定です

役場2階議場前で簡単な説明を受け気軽に傍聴できます。

編集後記

定例会での町政一般質問者が確定すると広報公聴常任委員会の出番です。発行日の確認と何ページで発行するか。表紙の写真は何を題材にするか。2〜3ページの見開きに何をもってくるか。誰がどこを担当するかを決めます。

原稿のしめ切り日を設定し、印刷屋へ入稿、その後週1回ペースで3回ほど「わかりやすく、読みやすい、議会だより」に編集します。

今回は一般質問者1人1ページにしました。いかがだったでしょうか。

石田 洋一

広報公聴常任委員会

委員長	加藤 良一
副委員長	阿部 光國
委員	廣嶋 公治
委員	伊藤 昌夫
委員	仲野 剛
委員	吉岡健太郎
委員	石田 洋一
発行責任者	千葉 幸生